

様式第十(第15条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

認定申請書

産業競争力強化法第47条第1項の規定に基づき、同法第2条第21項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別添書類)

- 1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面
- 3 認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職 名	職 歴	備 考
計 名			

注. 手続実施者が第18条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職歴

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 第20条から第29条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。